

目黒区における障害者差別解消法に係る事例（平成30年度上半期）

番号	障害種別	事例内容	相手方	現在の状況	備考
1	身体障害	<p>仕事帰りにバスを降りて自宅近くまで来た時、40代前後の男性が「あなたが車椅子でバスに乗ったことにより、自分は立たされた。混んでいる時は乗らないでほしい。」と言いがかりをつけられ、家の近くまで追いかけられたため、強い恐怖感を感じた。</p>	<p>不明 (確認できず)</p>	<p>障害者差別解消法が個人の言動を対象としていないことから、この男性に対して差別解消法は適用されない案件である。 区から、東京都福祉保健局障害施策推進部権利擁護担当に情報提供と問題解決への協力の依頼を行った。都によれば、路線バス事業者により車椅子使用の乗客への対応は定められており、乗務員による他の乗客に対する協力の依頼等もマニュアル化されていると理解しているとのことで、今後も適切な対応を徹底するよう求めていくとのことだった。</p>	
2	身体障害	<p>聴覚障害のある相談者が、放送局主催のファミリーコンサートの抽選に当選し、家族4人(聴覚障害・夫、子2人)で参加するため、放送局へ手話通訳の手配を申し入れた。後日、返事があり、手話通訳の派遣はできないため、個人で手配するよう言われたが、なぜできないのか理由の説明はなかった。個人で手配するならば向かい合わせで通訳ができ、ステージも見えるような配慮はするとのこと。 それを受けて、区職員が当該放送局へ連絡したが、担当者からの説明は、弁護士と相談した結果、障害者差別解消法によると民間事業者は合理的配慮の提供が努力義務であるため、放送局側が手配する必要はないと判断したためとのこと。都条例では、民間事業者も合理的配慮の提供が、義務化されたという認識はなかった。</p>	<p>民間事業者</p>	<p>区の手話通訳派遣で対応したが、後日、本人より東京都へ苦情を寄せたため、東京都権利擁護センターより区に問い合わせがあり、経過を説明した。その後、都より放送局へ連絡したところ、放送局より2名が都庁へ来庁し、経過説明と今後について話し合いを持ったとのこと。 放送局によると初めてのことでとても悩んだところだった。結果的にお客様に対向するため、前席4席を外し、手話通訳者の席を確保した。抽選当選後の満席状態からの設定だったので、簡単ではなかった。コンサートでは、職員2名が席まで案内し、終了後にご本人から話をお聞きしたが、特に苦情といったものはなかった。手話通訳者からは、事前に演目や歌詞が分かっていたら、もっとスムーズにできただろうとのこと意見をいただいた。 放送局としては平成28年の障害者差別解消法施行以後、抽選申し込み方法にメール申し込みを追加する等の取組はしていた。聞こえない方のコンサート鑑賞に対しては、その雰囲気伝えるためには手話が良いか、文字情報が良いかなどといったことをテーマに検討しているとのことだった。 都からは、合理的配慮の答えはひとつではないので、様々な代替案を用意することがポイントであることを伝え、一連の経過を相談者にFAXで報告したとのことだった。</p>	
3	好事例	<p>区立体育館を運営する指定管理者によると、平成20年に指定管理を受けた時、既に設備的にバリアフリートイレやシャワー室が整っていたため、当初からこうした設備の使用を前提に機器の配置やスタッフの人数、配置及び育成を行ってきた。 トレーニング室では、特にトレーニング機器の配置に配慮し、どのマシンにも車椅子でアプローチができるようにしている。また、ここでトレーニングの指導を行う社員スタッフは初級障害者スポーツ指導員の資格取得を原則とし、他部署からの異動時にも資格の取得を求めている。特に障害者担当を決めておらず、トレーニング室全体で対応できるよう取り組んでいる。</p>	<p>民間事業者</p>	<p>障害のある方は、グループで実施する集団プログラムよりも、個別プログラムに沿ってトレーニングされる方が多い。1日の利用者約350名～400名のうち、障害のある方は1日5名～6名利用されている。 事業者は、障害の有無に関わらず、運動を楽しんでほしいと思っており、介助が必要な方は介助者とともに利用している。今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、パラスポーツの紹介等を行う予定である。</p>	